

平成24年度
運輸安全マネジメントに関する取組について
～輸送の安全に係る情報～



平成25年7月9日



川崎市交通局

はじめに

「すべての運送事業者は、経営トップから現場の職員に至るまで、輸送の安全が最も重要であることを自覚し、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努める」ことを義務付けた『運輸安全一括法』（平成18年法律第19号）が、平成18年10月に施行されました。

これを受け、川崎市バスでは、「川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程（以下「安全管理規程」という。）」を制定し、輸送の安全性の向上に努め、お客様の安全を最優先とした、人にやさしいバスを目指しています。

本書は、旅客自動車運送事業運輸規則（平成22年国土交通省令第30号）に基づき、川崎市バスが平成24年度に実施した輸送の安全に関する情報及び平成25年度の実績について、輸送の安全に関する基本方針や輸送の安全に関する目標及び目標の達成状況、事故に係る情報などを公表するものです。



市バスイメージキャラクター
「かわさきノルフィン」

目 次

	ページ
I 運輸安全マネジメントに関する取組	4
1 安全管理規程	
2 輸送の安全に関する基本的な方針	
3 輸送の安全に関する目標	
4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	
5 事故災害に関する報告連絡体制及び指揮命令系統	
6 輸送の安全に関する重点施策	
7 安全統括管理者	
 II 平成24年度の輸送の安全に関する情報	 6
1 平成24年度の輸送の安全に関する目標と目標達成状況	
2 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計	
3 平成24年度の輸送の安全に関する取組	
 III 平成25年度の輸送の安全に関する目標及び計画	 13
1 平成25年度の輸送の安全に関する目標	
2 目標達成に向けた取組	

I 運輸安全マネジメントに関する取組

1 安全管理規程

道路運送法第22条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とした「川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程」を定めています。(21ページ以降参照)

2 輸送の安全に関する基本的な方針

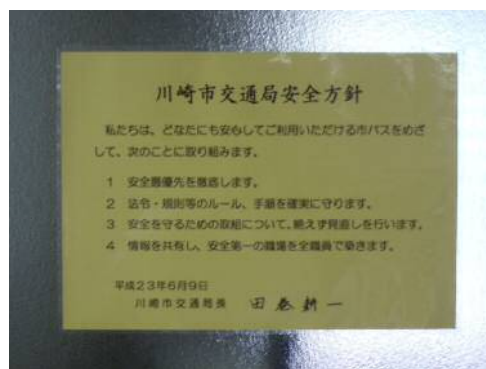
川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程第4条に基づき、「川崎市交通局安全方針」を次のとおり定めています。

川崎市交通局安全方針

私たちは、どなたにも安心してご利用いただける市バスをめざして、次のことに取り組みます。

- 1 安全最優先を徹底します。
- 2 法令・規則等のルール、手順を確実に守ります。
- 3 安全を守るための取組について、絶えず見直しを行います。
- 4 情報を共有し、安全第一の職場を全職員で築きます。

平成18年10月 1日制定
平成23年 6月 9日改正



安全方針の掲示

3 輸送の安全に関する目標

「川崎市バス事業ステージアップ・プラン」において、プランの最終年度である平成25年度までに、平成16年度の有責事故(当方に過失のある事故)件数39件から、50%減の20件以下を目指すこととしています。

4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

輸送の安全の確保に向け、経営トップ、安全統括管理者、運行管理者、整備管理者その他の責任者を構成員とした、「川崎市バス輸送安全対策推進組織」を定めています。

(別紙1 19ページ参照)

5 事故、災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統

自動車事故報告規則に定める重大事故や災害等が発生した場合の「事故・災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統」を定めています。

(別紙2 20ページ参照)

6 輸送の安全に関する重点施策

川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程第5条において、輸送の安全に関する重点施策を次のとおり定めています。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令等に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うように努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、局内において必要な情報を伝達し、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

7 安全統括管理者

安全を確保するための事業を統括管理するために、道路運送法第22条の2第2項第4号の規定に基づき、安全統括管理者を次のとおり選任しています。

自動車部長 三柴 信雄

Ⅱ 平成24年度の輸送の安全に関する情報

1 平成24年度の輸送の安全に関する目標と目標達成状況

		目標	発生件数
有責事故総件数目標		29件以下	44件
形態別 目標	静止物接触事故	10件以下	21件
	車内人身事故	6件以下	12件

※有責事故 責任割合1%以上の事故

平成24年度は有責事故総件数29件以下を目標とするとともに、前年度における発生事故の分析に基づき、発生事故の多くを占め、近年増加傾向にある静止物接触事故、車内人身事故について「形態別削減目標」を設定して、ドライブレコーダーの映像や発生事例の分析結果を活用した乗務員研修の新規実施、営業所や車内における掲示や街頭指導の実施などにより、重点的に防止に取り組みました。

しかしながら、形態別目標については、静止物接触事故は駅前ターミナルにおける接触事故が増加したことなどから21件、車内人身事故は昨年度から1件減少しましたが12件となり目標を達成することは出来ませんでした。

さらに、自転車の車道走行が徹底されたことに伴い自転車接触事故が大幅に増加したことから、有責事故総件数は44件となり目標を15件上回りました。

〔事故件数の推移〕

(単位 件)

	H20	H21	H22	H23	H24
全体事故件数	63件	75件	53件	69件	72件
有責事故件数(責任割合1%以上)	37件	43件	32件	44件	44件

〔事故種別件数〕

(単位 件)

事故種別	H20			H21			H22			H23			H24		
	全 体 件 数	内 有 責 事 故 件 数	構 成 比 (有責)	全 体 件 数	内 有 責 事 故 件 数	構 成 比 (有責)	全 体 件 数	内 有 責 事 故 件 数	構 成 比 (有責)	全 体 件 数	内 有 責 事 故 件 数	構 成 比 (有責)	全 体 件 数	内 有 責 事 故 件 数	構 成 比 (有責)
静止物接触事故	15	15	40.5%	14	14	32.6%	14	14	43.8%	19	19	43.2%	21	21	47.7%
車内人身事故	7	6	16.2%	8	7	16.3%	5	5	15.6%	16	13	29.5%	20	12	27.3%
自転車接触事故	3	3	8.1%	3	3	7.0%	2	2	6.3%	2	1	2.3%	9	8	18.2%
通行人接触事故	2	2	5.4%	2	2	4.7%	0	0	0.0%	4	3	6.8%	3	1	2.3%
車両接触事故	35	10	27.0%	46	16	37.2%	31	10	31.3%	24	5	11.4%	19	2	4.5%
その他	1	1	2.8%	2	1	2.2%	1	1	3.0%	4	3	6.8%	0	0	0.0%
合 計	63	37	100.0%	75	43	100.0%	53	32	100.0%	69	44	100.0%	72	44	100.0%

〔年間走行距離 10 万 km あたりの有責事故発生件数〕

	車両数 (両)	総走行距離 (千 km)	有責事故件数 (件)	10 万 km あたりの 有責事故発生件数(件)
20 年度	324	12,437	37	0.30
21 年度	329	12,463	43	0.35
22 年度	331	12,622	32	0.25
23 年度	335	12,923	44	0.34
24 年度	333	12,839	44	0.34

注 走行 10 万 km あたりの事故発生件数 算式＝事故発生件数÷総走行距離×10 万 km

※ 平成 23 年度 10 万 km あたり有責事故発生件数の大都市 8 公営バス事業者平均：約 0.65 件

2 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

(1) 国土交通省への報告事故

平成24年度に発生した報告事故は8件で前年度から4件増加しました。

報告事故の内、有責事故は5件で前年度から1件増加していますが、平成23年度の報告事故は、4件全てが市バスの過失割合の大きい有責事故であったのに対して、平成24年度は有責事故5件の内、2件が走行中の急な立ち上がりや、外部車両との追突回避など相手方の過失の大きい事故となっています。

〔国土交通省への報告事故件数〕

	H20	H21	H22	H23	H24
全体事故件数	6件	4件	4件	4件	8件
有責事故件数(責任割合1%以上)	5件	1件	3件	4件	5件

〔平成 24 年度国土交通省報告事故の内容〕

	概要	根拠規定
1	関係者が降車中に閉扉、中扉に接触して車外方向に転倒負傷。	第2条第3号
2	関係者が座席の肘掛けに手がかかったことを確認し発車したところ、発車時の動揺でよろけて手すり棒に接触して転倒負傷した。	第2条第3号
3	交差点直進時に、対向車線の自動車が突然右折を開始したため急ブレーキ、中扉付近に立っていた関係者が急ブレーキの反動で転倒負傷した。	第2条第7号
4	関係者が移動中に発車、その際の動揺で手すり棒に接触し負傷した。	第2条第7号
5	交差点の信号が青に変わり発車したところ、発車と同時に着席していた関係者が席を立ち、体勢を崩し転倒し負傷した。	第2条第3号
6	走行中に関係者が座席から降りようとして、転倒負傷。	第2条第7号
7	バスに、進路変更しようとした原付が接触し、転倒負傷。	第2条第3号
8	交差点で一時停止後に右折を開始したところ、中扉付近で片足立ちをしていた関係者がバランスを崩して転倒負傷した。	第2条第7号

※ 第2条第3号に該当する事故とは、死者又は重傷者を生じたもの。(14日以上入院、又は入院を要し治療期間30日以上のもの等)

※ 第2条第7号に該当する事故とは、操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に11日以上治療を要する傷害が生じたもの。

〔国土交通省へ報告した車両路上故障件数〕

35件(平成23年度 42件の7件減) (第2条第11号)

項 目 別 内 訳

(単位:件)

原動機	11	走行装置	1	電気装置	9	動力伝達装置	8
制動装置	2	シャシ補助	1	乗車装置	1	その他	2

※ 第2条第11号に該当する事故とは、自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの

3 平成24年度の輸送の安全に関する取組

(1) 職員の安全意識向上

- ア 「川崎市交通局安全方針」について、掲示や研修の機会等を通じて周知
- イ 「輸送の安全に関する目標」及び各月ごとの事故件数について、掲示により周知(毎月)
- ウ 各月ごとに事故防止の主題と強調目標を設定し、営業所事故防止委員会や点呼、掲示、チラシ配布等で周知(毎月)
- エ 安全運行に関する統一調査の実施(日常点検実施状況等11項目の現況調査、毎月)
- オ 注意喚起文の掲示(随時)
- カ 点呼による周知(随時)
- キ 営業所での掲示の作成・掲示(随時)
- ク 営業所の自主的取組による「強化日」の実施(随時)
- ケ 営業所事故防止委員会等を活用することによる営業所独自の取組(随時)
- コ 輸送の安全に関する教育及び研修の実施(後述)

(2) 輸送の安全に関する教育及び研修の実施

ア 全体研修

- ・安全運転研修
 - 春の法令講習会(4月)
 - 秋の法令講習会(9月)
- ・非常用具・車椅子等取り扱い研修(12～1月)
- ・グループワーク研修(9月～1月)
- ・乗務員特別研修(4月～5月)
- ・事故防止研修(3月)
 - ドライブレコーダー映像を活用したヒヤリ・ハット情報の共有 **(新規)**
 - 車内事故・静止物接触事故、自転車接触事故防止、健康管理



乗務員特別研修

イ 階層別研修

- ・新規採用乗務員研修(6回)
- ・職長昇任時研修(1回)
- ・乗務員5年毎研修(2月～3月) **(新規)**
 - 乗務員の総合的なレベルアップに向けて経験年数に応じた研修を実施



乗務員5年毎研修

ウ 個別研修

- ・安全運転指導教育(事故惹起者)の個別実施(19回)
- ・特別指導教育(運行ミス惹起者)の個別実施(18回)
- ・エコドライブ実技研修(6回)

エ 運行管理者等研修

- ・運行管理者等一般講習の受講(30人)
- ・運行管理者資格者証取得に向けた基礎講習の受講(4人)
- ・運行管理者研修(入門、一般、上級)(22人)**(新規)**
運行管理者のレベルアップに向けて業務知識やスキルに応じた効果的な研修を実施
- ・運輸安全マネジメント本局職員向け研修(8人)
- ・営業所事務職員事故対応能力研修(36人)

(3) グループ制の活用

職長をリーダーとした「運転手グループ制」を本格導入(直営3営業所)し、運転手への情報伝達、意見収集、グループワーク研修などに活用しました。

(4) 情報の共有化

- ・輸送の安全に関する情報の共有を図るため、交通局長及び安全統括管理者と運転手、整備職員など営業所職員代表との意見交換会を実施(5月～6月、10月～11月)
- ・「輸送の安全に関する目標」及び各月ごとの事故件数について、掲示により周知(再掲)
- ・無事故運動実施時に「ヒヤリ・ハット情報」を収集し、「事故情報」と併せて、マップを作成し掲示(6月、2月)
- ・ドライブレコーダーのデータを活用したヒヤリ・ハット、事故事例の映像を作成し事故防止研修などで活用(再掲)
- ・事故発生時における事故速報の全営業所送付により、事故情報の共有を実施

(5) 一般適性診断の活用

一般適性診断の実施及び診断結果に基づく運行管理者による個別指導の実施(145人)

(6) 職員の健康管理の徹底

- ・定期健康診断の確実な受診(受診率97.8%)
- ・保健相談員による定期健康診断後のフォローアップ、産業医による個別指導(随時)

(7) 無事故運動等の実施

ア 関係機関と連携した各種キャンペーンへの参加

- ・春・秋の全国交通安全運動(春:4月11日～20日 秋:9月21日～30日)
- ・事業用自動車事故防止コンクールへの参加(6月1日～8月31日)
受賞:営生営業所、川崎市交通局(貸切)
- ・バス車内事故防止キャンペーン(7月1日～31日)
- ・夏の交通事故防止運動(7月11日～20日)
- ・年末年始自動車輸送安全総点検(12月10日～1月10日)



交通バリアフリー教室

- ・ 年末の交通事故防止運動（12月11日～20日）
 - ・ 総合学習の一環として「交通バリアフリー教室」を開催（9月21日・宮内小学校）
- イ 交通局独自の「無事故運動」の実施

6月1日～10日及び2月1日～10日に、交通局独自の「無事故運動」を実施し、無事故運動バッチの装着や所内看板の設置、駅頭等における街頭指導など、啓発活動を行いました。

また、交通局長、安全統括管理者による営業所巡回を実施しました。

(8) 危機管理への対応

ア 重大事故通報訓練の実施（3月26日）

井田営業所管内における重大事故発生を想定して、状況把握や情報伝達、関係機関への通報訓練などを実施しました。

イ テロ対策の実施

川崎駅バスターミナルや営業所構内においてテロ対策巡回を実施しました。

ウ バス非常時連絡体制の整備（新規）

災害時においても安定した通信環境の確保が可能なデジタル方式の無線機を全車両に導入しました。

- ・ バス車両 333 両、営業所及び本局基地局 6 箇所、可搬型無線機 7 台

(9) 輸送の安全に関する内部監査

平成24年度の内部監査については、経営トップ（安全統括管理者）並びに塩浜営業所における運行管理、車両整備を監査対象として平成25年3月に実施し、運輸安全マネジメントによる安全管理体制について適正に機能していることを確認しました。

(10) 運行管理体制の充実・強化

ア 運行管理体制の充実

- ・ 経営トップによるマネジメントレビューの実施

川崎市バス事業経営戦略会議（随時）

輸送安全委員会（6回）

- ・ 「市バス営業所改革アドバイザー」の提言に基づき、点呼の厳正な実施、運行管理者の育成など運行管理体制を改善
- ・ 内部監査の実施（再掲）

イ 経路誤り等運行ミス防止対策

平成24年度は、「川崎市交通局バス運行管理に係る改善委員会答申」で示された「4つの見直しの視点」などに基づき、基本動作の徹底や厳正な点呼の実施、指定交差点における防止対策などに取り組み、平成23年度から12件減少としました。

〔運行ミスの発生件数〕

	H22	H23	H24
経路誤り	58件	36件	25件
その他	14件	3件	2件
計	72件	39件	27件

(11) 職員のモチベーションの向上

ア 運転技能コンクールの開催(10月27日)

運転技術やお客様サービスの向上を図るとともに、使命感やプロ意識を醸成するために、第3回運転技能コンクールを開催しました。

平成24年度は新たな視点での更なるスキルアップを目指して横浜市の第10回記念コンクールと共同で開催しました。

イ その他の取組

・ 営業所別無事故表彰の実施

菅生営業所(200日)、塩浜営業所(100日)、井田営業所(100日)

・ 個人別無事故表彰の実施

10年無事故表彰:22人、20年無事故表彰:6人、25年無事故表彰:1人

・ 標語コンクールの実施((9月20日～10月12日)

「バス車内事故防止」及び「エコドライブ」をテーマに実施し、入選者を表彰するとともに、受賞作を使用した車内事故防止ポスターを作成し全車両に掲示しました。



運転技能コンクール

(12) 添乗観察の実施

民間委託による添乗観察と職員による添乗観察を効果的に組み合わせて実施し、添乗観察結果に基づいた確かな指導を行うことにより運転手のレベルアップを図りました。

・ 民間委託による添乗観察

直営運転手 一人あたり3回、管理委託先運転手 一人あたり2回 延べ 1,677回 実施

・ 職員による添乗観察

安全指導課、営業所職員による合同査察(年6回)などにより延べ 521回 実施

(13) 輸送の安全に関する予算等の実績額

輸送の安全に関する費用支出及び投資は、輸送の安全対策が効果的に行われるよう重点的かつ効率的に行いました。

区 分	内 容
バリアフリー対応バスの購入	ハイブリッドバリアフリー対応バス6両 最新規制適合バリアフリー対応バス1両
バス停留所施設の整備	停留所上屋8基 照明付停留所標識20基 バス停ベンチ50脚
輸送の安全性向上	輸送安全に関する教育研修の実施 バス非常時連絡体制の整備 等
総 額	295,636千円

(14) その他

関東運輸局による巡回監査

平成23年度に新設した営生営業所において、関東運輸局による新設営業所を対象とした巡回監査が実施されましたが、改善を要する事項等は無く、輸送の安全は適切に確保されていると評価されました。

4 平成24年度の取組の総括

平成24年度は、「川崎市交通局安全方針」の周知徹底、「局長、安全統括管理者と営業所職員代表の意見交換会」の実施などにより職員の安全意識の向上を図るとともに、ドライブレコーダーのデータによるヒヤリ・ハット、事故事例映像の事故防止研修への活用や、「乗務員5年毎研修」の新設などにより輸送の安全に向けた研修の充実を図りました。

また、東日本大震災の経験を踏まえたバス非常時連絡体制の整備(デジタル方式の無線機を市バス全車両に導入)による危機管理体制の充実など、輸送安全性の向上に着実に取り組むとともに、「輸送安全委員会」におけるマネジメントレビューや内部監査などを的確に実施し、運輸安全マネジメントの着実な推進に努めました。

さらに、「市バス営業所改革アドバイザー」の提言や「川崎市交通局バス運行管理改善委員会」の答申などにに基づき運行管理体制の強化・充実を図るとともに、基本動作の徹底、厳正な点呼の実施などの運行ミス防止対策に取り組みました。

これらの取組により、運行ミスの発生件数は前年度より減少しましたが、有責事故総件数目標については、目標29件以下に対して44件となり目標を達成することが出来ませんでした。

有責事故の防止に向けては、事故の発生要因に応じた効果的な対策を進めるため、新たに「形態別目標」として、静止物接触事故10件以下、車内人身事故6件以下を設定して重点的な取組を進めましたが、いずれも目標の達成には至りませんでした。

さらに、自転車の車道走行の徹底に伴い自転車接触事故も大幅に増加しております。

走行10万 Km あたりの有責事故発生件数については、大都市公営バス事業者の中でもトップの水準を維持しておりますが、交通環境の変化や高齢化の進展など、市バスの輸送の安全を取り巻く状況はより一層厳しさを増しております。

これらの課題に的確に対応するため、平成25年度は前年度の結果を踏まえ、輸送安全性の更なる向上を図ってまいります。

Ⅲ 平成25年度の輸送の安全に関する目標及び計画

1 平成25年度の輸送の安全に関する目標

市バスでは、「川崎市バス事業ステージアップ・プラン」において、プランの最終年度である平成25年度までに有責事故件数を20件以下とすることを目標に、発生状況や交通環境の変化、高齢化の進展などの社会環境の変化に対応して、事故の防止に向けた取組を進め、安全・安心な輸送サービスの確実な提供に努めてまいりました。

しかしながら、自転車の車道走行の徹底や駅前ターミナルにおける駐停車車両の増加など、市バスの輸送の安全を取り巻く状況は更に厳しさを増しており、目標を達成することは難しい状況となっています。

このため、平成25年度の輸送の安全に関する目標については、発生事故の多くを占める静止物接触事故及び車内人身事故の防止に向けた取組を強化するとともに、新たな課題である自転車との接触事故の防止に重点的に取り組むことにより、輸送安全性の向上を図ってまいります。

(1) 設 定 目 標

- ・ 有責事故総件数目標 **29件以下** (対前年度 15件減)
- ・ 形態別目標
 - 静止物接触事故 9件以下
 - 車内人身事故 6件以下
- ・ 重点取組事項 **重大事故につながりかねない「自転車との接触事故」の防止**

〔有責事故件数の推移〕

(単位:件)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25 目標
有責事故件数	57	37	43	32	44	44	29以下
前年度比較	+12	-20	+6	-11	+12	-	-15

(2) 重 点 事 項

イ 静止物接触事故

- ・ バスターミナル等狭隘な箇所での十分な周囲の確認とそのための停車・減速
- ・ バスターミナル内でのより慎重な運転
- ・ 駐停車車両側方通過時のより慎重な運転

上記について、「事故防止研修」でドライブレコーダーデータの事故事例を活用した研修や、バスターミナルにおける街頭指導を行うとともに、掲示等で周知を図る等により徹底します。また違法駐車解消を関係各所に働きかける等、走行環境改善に向けての取組も併せて行うことで、静止物接触事故を減少させます。

イ 車内人身事故

- ・ 注意喚起のための確実な車内アナウンス実施
- ・ 確実な着席・つかまりを確認した後の発車
- ・ 高齢のお客様に対するより一層の心配り
- ・ 扉操作時の車内動向の確認及び確実な操作
- ・ 急ブレーキを避けるための危険予測

上記について「事故防止研修」でドライブレコーダーデータの事故事例や高齢者疑似体験グッズを活用した研修を行うとともに、掲示等で周知を図ることで、お客様にとってより安全な運行を提供し、車内人身事故を減少させます。

ウ 重大事故につながりかねない「自転車との接触事故」の防止

- ・ 追い越し時の安全な動作の徹底
- ・ 自転車の不測な行動への対応

上記について、自転車についてのヒヤリ・ハット事例の募集及び周知や、「事故防止研修」でドライブレコーダーデータのヒヤリ・ハット、事故事例を活用した研修を実施するとともに、掲示等で周知を図る等により徹底します。

また、警察や学校などと連携した自転車に係る交通安全教室の実施など、自転車利用者への啓発活動も併せて行うことで、重大な事故につながりかねない自転車に関係する事故を防止します。

2 目標達成に向けた取組

(1) 職員の安全意識向上

ア 「安全方針」の周知徹底

「川崎市交通局安全方針」について、掲示や交通局報への掲載、研修等、様々な機会を通じて、全職員に周知徹底を図ります。

イ コンプライアンス(法令順守)の徹底

輸送安全の根幹となるコンプライアンス(法令順守)について、指導教育や研修、点呼等あらゆる機会を通じて全職員に徹底します。

ウ 目標及び重点事項の周知と各営業所における取組の推進

「総件数目標」、「形態別目標」、「重点取組事項」について、掲示やチラシの配布等、様々な機会を通じて周知徹底を図るとともに、各営業所においては営業所事故防止委員会等を活用して、地域特性に即した効果的対策に取り組んでまいります。

エ その他

交通局全体で安全意識向上への取組を継続してまいります。

交通局長・安全統括管理者の巡回、本局管理職による点呼立会い、局報への記事掲載などあらゆる機会を通じて安全意識の向上に努めます。

(2) 情報の共有化

次のとおり輸送の安全に関する情報を伝達し、職員間で共有します。

- ・ 「輸送の安全に関する目標」及び各月ごとの事故件数について、掲示により周知

- ・ 局長、安全統括管理者と営業所職員代表の意見交換会を実施
- ・ 事故速報の全営業所送付により、営業所間の事故情報の共有を実施
- ・ ヒヤリ・ハット情報の収集及び周知(自転車接触事故、静止物接触事故等)
- ・ 職長伝達時に運転手から輸送の安全についての意見を収集(再掲)
- ・ 研修での事故情報、ヒヤリ・ハット情報の共有を実施(ドライブレコーダーデータの活用)

(3) 運行管理体制の充実・強化

ア 運行管理体制の充実

輸送安全委員会の活用や、経営トップによるマネジメントレビューを実施し、運行管理体制を評価し、必要に応じて見直しや改善を行います。

また、「市バス営業所改革アドバイザー」からの提言に基づき、点呼の厳正な実施、運行管理者の育成など運行管理体制の改善に引き続き取り組みます。

さらに、運行管理者改善会議を継続し、運行管理者の育成に取り組むとともに、拡大営業所長会議を継続し、管理委託先も含めた事故防止対策を進めます。

加えて、内部監査を実施するとともに、監査の結果に基づき、運行管理体制の改善に向けて自主的な取組を行ってまいります。

イ 経路誤り等運行ミス防止対策の実施

(ア) 運行ミスを未然に防止するための対策

- ・ 「川崎市交通局バス運行管理に係る改善委員会」の答申に基づく防止対策の実施
- ・ 特定箇所における重点的な防止対策の実施
- ・ 運行ミス防止運動の実施
- ・ その他各営業所の独自の取組(防止強化日等)

(イ) 情報共有及び有効な対策の水平展開

拡大営業所長会議及び経路誤り防止対策プロジェクトチームにより、情報を共有するとともに、各営業所独自の取組の内「運行ミス防止模擬訓練」など有効な防止対策については全営業所での水平展開を図ります。

(4) 危機管理への対応

ア 重大事故通報訓練の実施

重大事故発生時の通報訓練を実施します。

イ テロ対策の実施

主要停留所等におけるテロ対策巡回を実施する等、対策を行っていきます。

ウ バス非常時連絡体制の活用

平成24年度に市バス全車両に配備したデジタル方式の無線機を活用して、通常運行時は一斉通報機能により迅速な運行指示を行うとともに、災害時においてもお客様の安全を確保してまいります。

(5) 輸送の安全に関する教育及び研修等の実施

輸送の安全に関する教育及び研修や運転手の健康管理等については次のとおり実施してまいります。

ア 全体研修

- ・ 安全運転研修(春・秋の法令講習会等)
- ・ 非常用具・車椅子等取り扱い講習
- ・ グループワーク研修(拡充)
- ・ 事故防止研修



乗務員グループワーク研修

ドライブレコーダーデータを活用した静止物接触事故・自転車接触事故の防止、
高齢者疑似体験グッズを使用した車内事故防止、飲酒運転防止等健康管理 など

イ 階層別研修

- ・ 職長昇任時研修
- ・ 職長昇任後フォローアップ研修(新規)
- ・ 乗務員新規採用研修
- ・ 乗務員5年毎研修
- ・ 公募嘱託員新規採用フォロー研修(新規)

ウ 個別研修

- ・ 事故惹起者への安全運転指導教育
- ・ 運行ミス惹起者への特別指導教育
- ・ エコドライブ実技研修
- ・ 添乗観察結果を活用した特別指導



エコドライブ研修

エ 運行管理者等研修

- ・ 運行管理者一般講習の受講
- ・ 運行管理者資格者証取得に向けた基礎講習の受講
- ・ 運行管理者研修(入門・一般・上級)
- ・ 交通局初任者フォロー研修
- ・ 関東運輸局主催の運輸安全マネジメントセミナーへの参加 など

オ 街頭指導の実施

主要バスターミナル等で事故防止の取組事項の徹底について指導を行います。

カ 添乗観察の実施

- ・ 民間委託による添乗観察

民間委託による添乗観察を実施するとともに、添乗観察結果に基づく指導を行うことにより、運転手のレベルアップを図ります。

- ・ 職員による添乗観察

交通局職員(営業所安全指導担当係長、安全指導課職員など)による添乗観察を実施するとともに、添乗観察結果に基づく指導を行うことにより、運転手のレベルアップを図ります。

キ 一般適性診断の活用

一般適性診断を全運転手に対して3年に1回の周期で実施し、運転手一人ひとりの運転適性を把握するとともに、診断結果に基づき運行管理者による個別指導を実施します。

ク 職員の健康管理の徹底

- ・定期健康診断の確実な受診及び診断後のフォローアップの実施
- ・保険相談員による健康相談及び産業医による個別指導の実施

(6) 職員の意識改革の推進

ア 運転手グループ制の活用

職長をリーダーとする「運転手グループ制」を活用して、次のとおり取り組みます。

- ・「職長会議」の実施による、職長同士の意見交換
- ・「職長伝達」の実施による、乗務員への情報伝達及び運転手からの意見収集
- ・グループワーク研修の実施(再掲)
- ・職長フォローアップ研修の実施(再掲)により、リーダー(職長)のレベルアップを図る。

イ 職員のモチベーションの向上

輸送安全性の向上に向けた職員モチベーションの向上を図るため次のとおり取り組みます。

- ・運転技能コンクールの開催による運転手の使命感やプロ意識の醸成
- ・営業所ごとの無事故表彰、職員への永年無事故表彰、無事故運動等期間中の無事故営業所表彰などの実施
- ・事故防止標語コンクールの実施と受賞作を活用した車内ポスターの掲出による啓発活動

ウ 人事評価制度の適正な実施

やる気の醸成を図りヒューマンエラーを抑制することを目的として、職務に精励している度合いに応じ、適正な人事評価を実施し、運転手等の安全に対する意識の向上を図ります。

(7) 交通安全運動等の展開

ア 関係機関と連携した交通安全運動などに参加します。

- ・春・秋の全国交通安全運動
- ・事業用自動車事故防止コンクールへの参加
- ・バス車内事故防止キャンペーン
- ・夏・年末の交通事故防止運動
- ・年末年始自動車輸送安全総点検
- ・公共交通機関等におけるテロ対策の実施



無事故運動の実施

イ 警察、学校等と連携した交通安全教育等の実施

警察、学校などの関係機関と連携して交通安全教室(自転車事故防止)、交通バリアフリー教室などを実施します。

ウ 交通局独自の「無事故運動」実施

6月1日～10日及び2月1日～10日に、交通局独自の「無事故運動」を実施します。

エ お客様への周知

事故防止のための情報について、車内ポスター等によりお客様への周知を図ります。

オ 関係機関への要請

違法駐車の解消等走行環境の改善に向けて、警察等の関係機関への要請を行います。

(8) 輸送の安全に関する内部監査の実施

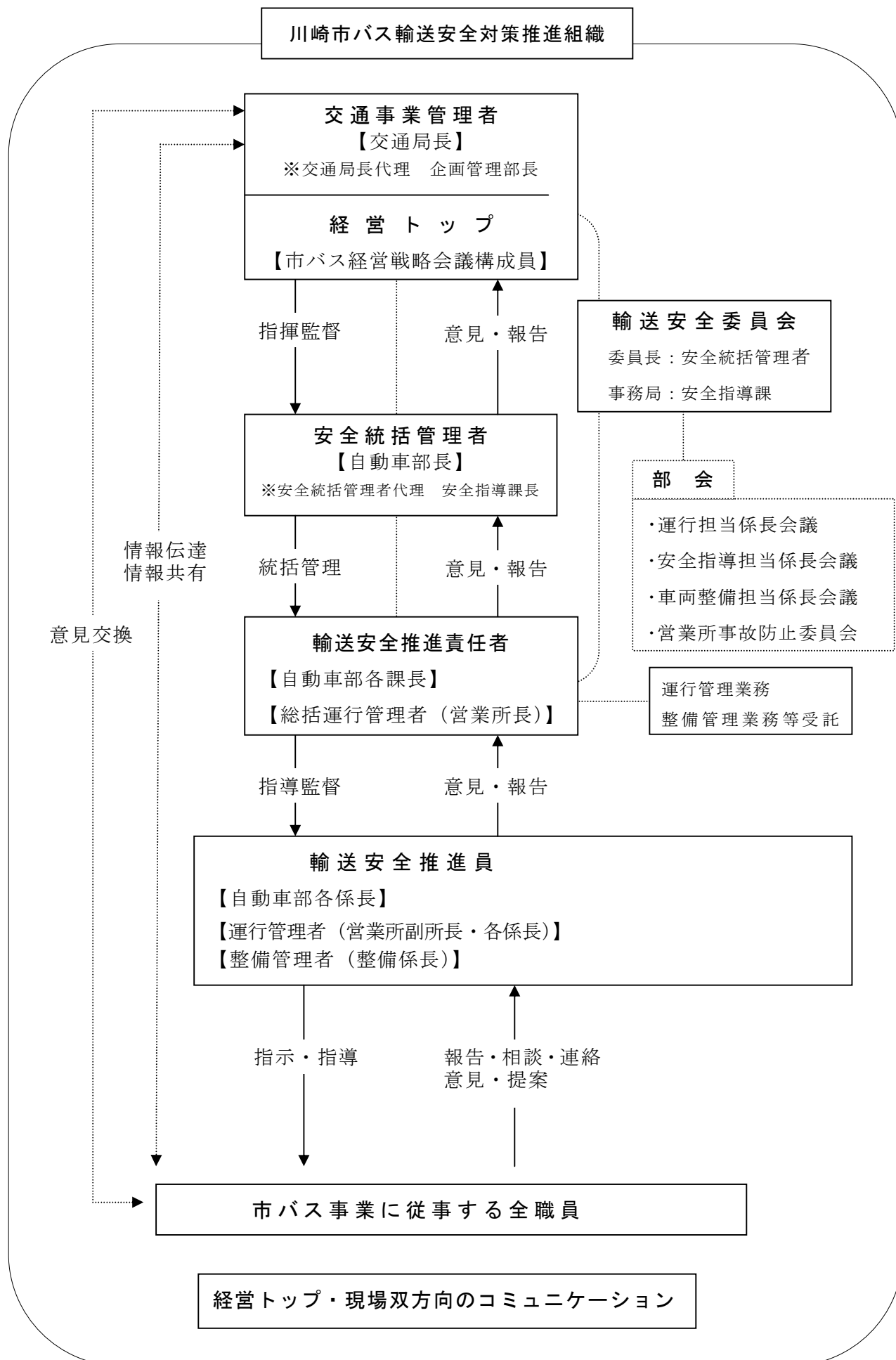
平成25年度は、経営トップ及び営業所(1箇所)を対象に内部監査を実施します。

(9) 輸送の安全に関する予算等の計画

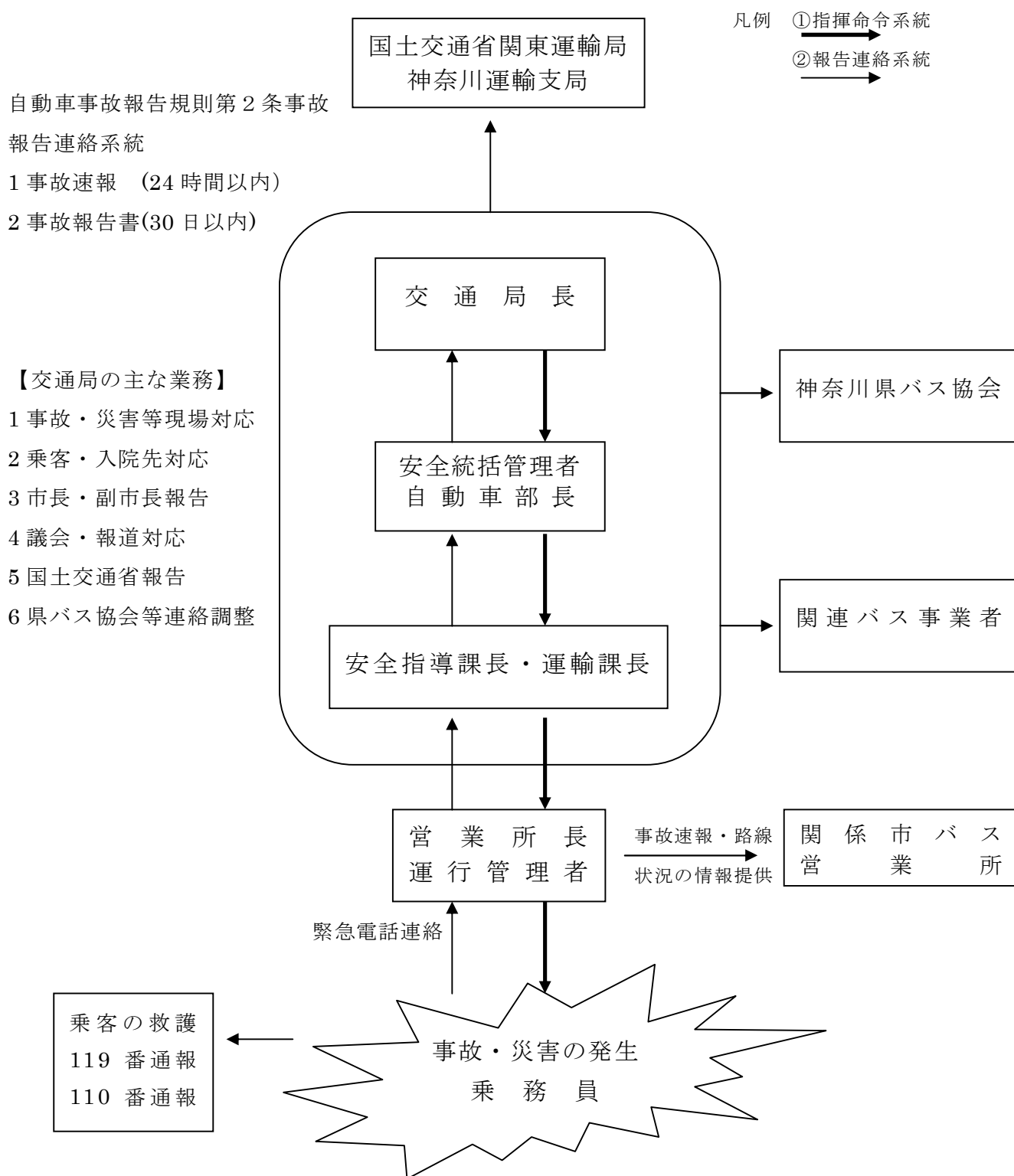
輸送の安全に関する費用支出及び投資は、輸送の安全対策が効果的に行われるよう重点的かつ効率的に行います。

区 分	数 量
バリアフリー対応バスの購入	ハイブリッドバリアフリー対応バス 4両 最新規制適合バリアフリー対応バス 7両
バス停留所施設の整備	停留所上屋 8基 照明付停留所標識 20基 停留所ベンチの整備 50脚
輸送の安全性向上	輸送安全性の向上に向けた運行管理体制の強化 確実な安全運行に向けた効果的な運転手研修の実施 等
総 額	360, 525千円

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令等系統



事故・災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統



【事故、災害等発生時の連絡方法】

営業所は、交通局本局の勤務時間内のときは自動車部安全指導課に、勤務時間外・休祭日のときは、緊急連絡網により本局担当者の自宅又は携帯電話により報告する。

【大規模な事故、災害等発生時の場合】

バスジャック対応マニュアルに記載する緊急対策本部に準じた方式で組織編制する。